「専門実践教育訓練給付金」の活用について

2017年12月　GCDF-Japan事務局

「GCDF-Japanキャリアカウンセラートレーニングプログラム」は、「専門実践教育訓練給付」の指定対象講座です。「専門実践教育訓練給付」とは、職業に関して必要とされる知識や技能が変化し、多様な職業能力開発が求められる中で、労働者の主体的で中長期的なキャリア形成の取り組みを支援し、もって、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的としている雇用保険の制度です。**2018年１月以降に開始するコースからは、給付金の支給率・上限額・支給対象者の要件が変更・拡充され、より活用しやすくなりました。**

※「支給対象者」は、一定の条件を満たす受講開始日前までの雇用保険（一般･高年齢）被保険者期間が初めて給付を受ける場合は当面「２年以上」、過去に給付を受給した場合は「３年以上」ある方です。

教育訓練給付制度を活用した受講をご検討中の方は、GCDF-Japan事務局への受講コースのお申込みと並行して、住所地を管轄するハローワークの教育訓練給付窓口に、ご自身の受給資格および受給に必要な手続き等について、ご自身で直接ご確認の上お手続きを進めてくださいますようお願いします。

～講習受講から給付金支給までの流れ～

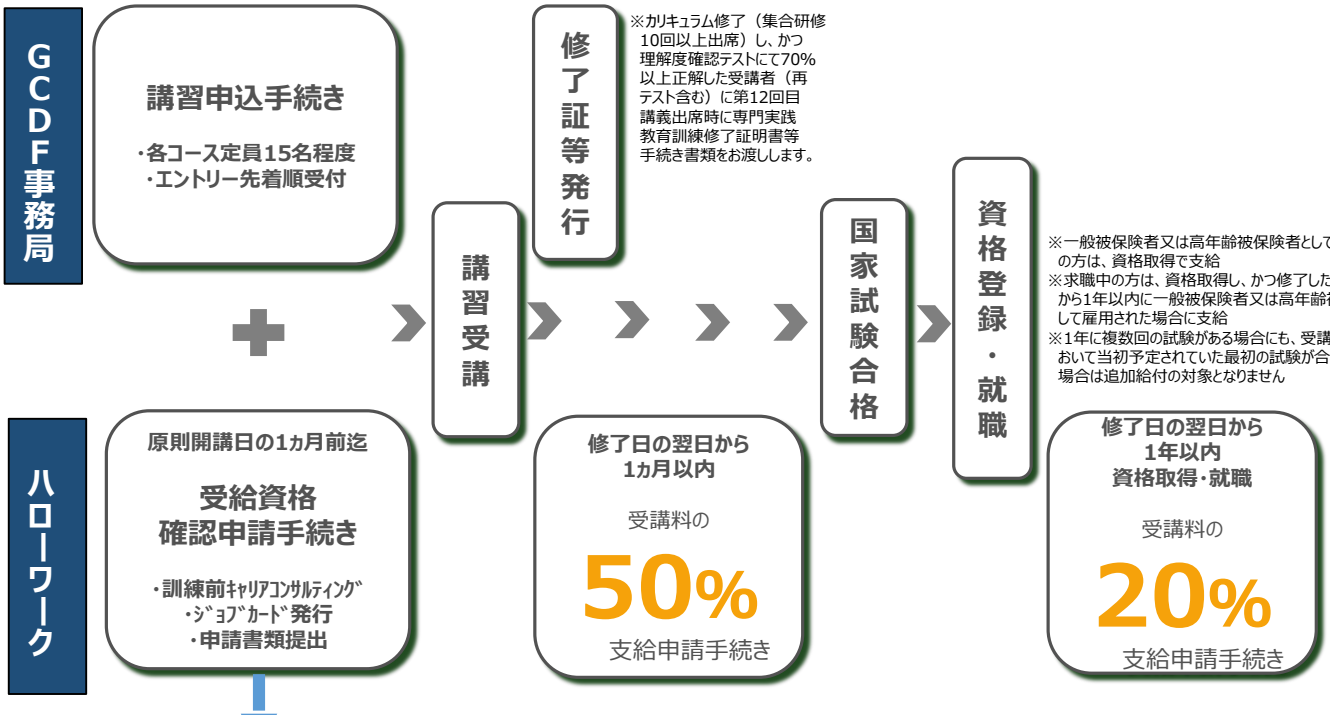

専門実践教育訓練給付金の利用には、
GCDF-Japan事務局への講習の受講申込みと同時に、**<u>原則受講開始日の１か月前</u>**までに
ご自身の居住地を管轄するハローワークへ事前申請手続き（受給資格確認）が必要です。

下記「**指定講座情報**」をご自身の「雇用保険被保険者番号」等とともに申請ください。

◆指定講座番号　「48167-172001-2」
◆講座名称　「GCDF-Japanキャリアカウンセラートレーニングプログラム」
◆施設名　「特定非営利活動法人キャリアカウンセリング協会」
◆目標とする資格名称　「キャリアコンサルタント」
◆受講開始予定日～修了予定日　「受講するコースの第１回目講義日～第１２回目講義日」

⇒給付金指定講座情報のうち、実施方法が「通信制」と印字されますが間違いではございませんのでご安心ください。

⇒参考情報は、裏面にも記載しています

～「教育訓練給付制度」参考のWEBサイト～

◆ <厚生労働省>

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135079.html

※2018年1月～の拡充について

◆ <ハローワークインターネットサービス>

https://www.hellowork.go.jp/insurance/insurance_education.html

～ポイント～

支給対象要件	<一定の条件を満たす受講開始日前までの雇用保険一般または高年齢被保険者期間> ・初めて給付を受ける場合、当面 **2年以上** ・過去に給付を受給した場合、**３年以上** H26年10月の専門実践教育訓練給付制度導入以前に「一般給付」を受けた場合は、過去の受給から2年以上
支給額	A)受講者が支払った訓練経費の **５０%（年間上限40万円）** ＋ B)受講修了後最初に行われる試験（学科・実技両科目）の合格により、修了後1年以内に資格取得し、就職につながった（雇用保険一般または高年齢被保険者だった）場合、訓練経費の**20%**を追加支給 **⇒A)＋B）合計　７０％　（年間上限56万円）**
支給申請手続き **◆受講開始事前にハローワークでの受給資格確認手続きを完了していないと受給できません**	**【1】専門実践教育訓練給付金の手続は、ハローワークで訓練対応キャリアコンサルタントによる訓練前キャリアコンサルティングを受け、就業の目標、職業能力の開発・向上に関する事項を記載したジョブ・カードの交付を受けたあと、下記の書類をハローワークへ提出します。この手続は、受講開始日の1か月前までに行う必要があります。** <ハローワークでの受講開始事前手続きで提出する書類等> 1）教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票 2）ジョブ・カード（訓練前キャリアコンサルティングでの発行から1年以内のもの）又は「専門実践教育訓練の受講に関する事業主の証明書」 3）本人・住居所確認書類及び個人番号（マイナンバー）確認書類 4）雇用保険被保険者証 5）教育訓練給付適用対象期間延長通知書…（※対象の方のみ） 6）写真2枚（最近の写真、正面上半身、縦3.0cm×横2.5cm） 7）払渡希望金融機関の通帳またはキャッシュカード ⇒詳細は、ハローワークにご確認ください。 ※GCDF-Japan事務局には、受講開始日当日に、専門実践教育訓練給付金の受講前受給資格確認手続きの完了を専用書式を提出してお知らせください。受講修了時（第１２回目の講義日）にハローワークでの支給申請手続きに必要な「専門実践教育訓練給付金修了証明書」等の書類をお渡しします。 【２】受講修了後1か月以内に、受給資格確認票、専門実践教育訓練修了証明書ほか必要書類を持参してハローワークで**５０%分**の支給申請 【３】受講修了後最初に行われる試験（学科・実技両科目）の合格により、キャリアコンサルタント国家資格を取得し、かつ修了した日の翌日から１年以内に雇用保険の一般または高年齢被保者として雇用された場合、雇用された日の翌日から起算して１か月以内（※）にハローワークで**追加20%分**の支給申請 （※）雇用保険一般または高年齢被保険者として雇用されている方は資格取得した日の翌日から１か月以内

専門実践教育訓練給付金の受給資格、申請手続きについては、ご自身の住所地を管轄するハローワークで直接ご確認ください。